

質問回答書（1回目）

次の工事に関する質問に回答します。

令和元年11月22日

工事名 : 緊急地方道路整備工事

路線名等 : 鳴門池田線

工事箇所 : 美馬市脇町西赤谷～拝原 曾江谷新橋

番号	質問事項	回答
①	本工事で使用する単価で、「徳島県県土整備部」に登録されている資材については、「徳島県県土整備部 令和元年10月1日」を使用し、掲載のない単価については、2019年10月物価資料を使用すると考えてよろしいでしょうか。	本工事で使用する単価については、「令和元年度 土木工事実施設計単価表（令和元年10月1日以降適用）徳島県県土整備部」に掲載のあるものはその単価を使用し、掲載のない単価は2019年10月物価資料を使用しています。
②	鋼材スクラップの単価適用地区につきましては、「徳島」「高松」「大阪」のいずれが採用されておりますでしょうか。	鋼材スクラップの単価適用地区は「大阪」を採用しています。
③	平鋼・鋼管の単価適用地区につきましては、物価資料には徳島県の掲載単価はございません。「大阪」あるいは「高松」のいずれが採用されておりますでしょうか。	平鋼・鋼管の単価適用地区は「大阪」を採用しています。
④	山形鋼の単価適用地区につきましては、「徳島」「高松」「大阪」のいずれが採用されておりますでしょうか。	山形鋼の単価適用地区は「大阪」を採用しています。
⑤	六角ボルトの単価適用地区につきましては、「近畿」あるいは「四国」のいずれが採用されておりますでしょうか。	六角ボルトの単価適用地区は「近畿」を採用しています。
⑥	亜鉛メッキ加工に関しまして ①単価適用地区につきましては、「大阪」あるいは「高松」のいずれが採用されておりますでしょうか。 ②HDZ35とHDZ55の各々の10t・50t・200t等の施工規模を御教示願います。	亜鉛メッキ加工に関して、 ①単価適用地区について、「建設物価」は「近畿」、「積算資料」は「大阪」を採用しています。 ②HDZ35とHDZ55の施工規模はどちらも「10t」を採用しています。
⑦	工場塗装工で使用する「橋梁塗装工」については、4週8休の経費補正の対象外と考えるよろしいでしょうか。	工場塗装工で使用する「橋梁塗装工」については、4週8休の経費補正の対象外です。
⑧	交通誘導員については、4週8休の経費補正の対象と考えるよろしいでしょうか。	交通誘導警備員については、4週8休の経費補正の対象です。
⑨	単117号のスタッドジベルφ22×200については、材料費のみの単価でしょうか。あるいは設置費込みの単価でしょうか。	単117号のスタッドジベルφ22×200については、材料費のみの単価です。
⑩	鋼材費の算出過程で発生する鋼材スクラップの合計額は、一般管理費対象外（全経費対象外）と考えるよろしいでしょうか。	鋼材スクラップは、全ての間接費の対象としておりません。

⑪	工場管理費の算出については下記のいずれの方法で算出されておりますでしょうか。 ① (直接労務費+間接労務費+工場塗装費(前処理除く))×28.8% ② (純工事費-管理費区分5-管理費区分9)×28.8%	工場管理費の算出については、[(純工事費-管理費区分5-管理費区分9)×28.8%]で算出しています。
⑫	製作加工(工場制作費)に関しまして、仮組立については、「実仮組」あるいは「仮組立簡略化」のいずれでお考えでしょうか。	仮組立については、「仮組立簡略化」としています。
⑬	製作加工(工場制作費)に関しまして、本橋は桁高変化しておりますが、あくまでも「直線変化」と考え、桁高変化による製作工数の補正は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	桁高が曲線変化しているため、桁高変化による製作工数の補正を行っています。
⑭	製作加工(工場制作費)に関しまして、斜角補正や曲線補正は無いものと考えてよろしいでしょうか。	斜角補正及び曲線補正は行っていません。
⑮	制作加工(工場制作費)に関しまして、単107号に製作直接労務費(橋桁)として5061.42人が計上されておりますが、転落防止用手摺(2,649kg)分の製作工数も含まれておりますでしょうか。	製作直接労務費(橋桁)の5061.42人には転落防止用手摺分の製作工数を含んでいます。
⑯	単151号、単153号の現場塗装の中塗り・上塗りについては、新橋継手部による補正1.44が考慮されておりますでしょうか。	単151号、単153号の現場中塗り・上塗りについては、新橋継手部現場塗装の補正1.44を考慮しています。
⑰	単26号の排水柵については、材料費は工場製作原価で計上されているので、ここでは施工費のみと考えてよろしいでしょうか。	単26号の排水柵については、材料費は工場製作原価で計上しているため、施工費のみです。
⑱	単157号 橋梁用伸縮継手装置設置工にて計上されております「橋梁用伸縮装置(車道アルミ合金製伸縮量160mm標準遊間225mm)」の製品費については、物価資料に掲載がございます「KMA-160」あるいは「KMA-160N」のいずれの規格でお考えでしょうか。	単157号の橋梁用伸縮装置(車道 アルミ合金製 伸縮量160mm、標準遊間225mm)については、物価資料記載の「KMA-160」相当を見込んでいます。
⑲	単159号 橋梁用伸縮継手装置設置工にて計上されております「橋梁用伸縮装置(歩道鋼製伸縮量160mm標準遊間225mm)」の製品費については物価資料に掲載がございます「SP-160KMA」相当と考えてよろしいでしょうか。	単159号の橋梁用伸縮装置(歩道 鋼製 伸縮量160mm、標準遊間225mm)については、物価資料記載の「SP-160KMA」相当を見込んでいます。
⑳	単28号橋梁用高欄に関しまして、本製品は、「景観配慮型防護柵(レイリスト)」となり、物価資料には掲載がない規格と思われる。もし特別調査や見積による単価を採用されておりましたら、見積単価の開示をお願いいたします。	単28号の橋梁用高欄については、物価資料掲載単価を採用しています。
㉑	単28号橋梁用高欄に関しまして、特別調査や見積扱いでない場合は、物価資料に掲載がございます「形状:丸ビーム型、種別:B(SP)、高さ:1000(mm)ビーム本数:4本、スパン:2.0m、塗装:めっき仕様」で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	単28号の橋梁用高欄については、物価資料に記載のある「形状:丸ビーム型、種別:B(SP)、高さ:1,000mm、ビーム本数:4本、スパン:2.0m、めっき」を選定しています。
㉒	現場説明書_工程_第2項に「やむを得ず出水期に床版工事等で河床を利用する場合は機動性のあるクレーン等を使用し、出水時には素早く退避するものとする。」とありますが、出水期においても河床に下りる搬入路を残置して使用できると考えて宜しいでしょうか。その場合、出水時に素早く退避することができれば、河床にコンクリートポンプ車を据え付けて、床版コンクリートを打設できると考えて宜しいでしょうか。	現場説明書_工程_第2項の記載内容の考えは、以下のとおりです。 ・出水期においても河床におりる搬入路を残置して使用できる。 ・素早く退避することができれば、河床にコンクリートポンプ車を据え付けて、床版コンクリートを打設できる。